

コンサルタント業務の制限付一般競争入札（郵便方式）等に関する質疑応答集

質問	回答
入札参加資格登録等（業者登録）	
1 制限付一般競争入札の参加資格について、建設工事においては、新規業者が登録後3年間は入札に参加できないとありますが、コンサルタント業務においても同様ですか。また、入札参加には、明石市における実績が必要ですか。	コンサルタント業務には、登録後3年間の入札参加要件は適用しません。 また、基本的には明石市における実績は必要なく、国、地方公共団体又はそれに準ずる機関（公社・公団・事業団等）における実績が基本となります。 ※ 詳しい実績内容については、発注案件毎の公告文中の参加要件内でお知らせしますので、必ずご確認ください。
2 入札参加資格の変更申請を行い、業種の追加を申請しましたが、その時点で追加申請した業務案件の発注の公告があった場合、すぐ入札参加することはできますか。	入札参加資格者名簿に登載（反映）以後に参加申請が可能になります。なお、名簿の更新は2か月（偶数月）毎に行っておりますので、質問の場合、すぐに入札参加することはできません。
3 当社では、入札参加要件となっている業種において、法令上で必要な登録の有効期限は更新していますが、明石市電子入札システムの業者情報管理システムにおける有効期限の更新を行っていません。この状態で入札した場合、どうなりますか。	明石市では、電子入札システムを導入していますので、入札に参加していただくには明石市電子入札システムの業者情報管理システムにおける登録が必要となります。したがって、入札参加要件となっている業種の有効期限が開札日において切れている場合は、無効な入札となりますのでご注意ください。
市税の完納	
4 公告文の入札参加要件に、「明石市税を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、明石市税の納税義務がありません。この場合には入札に参加することができないのでしょうか。	納税義務がない場合も完納しているものとみなしますので、入札に参加することができます。 ただし、明石市競争入札等参加資格審査申請書における受任者（支社・支店等）で、本社・本店等に明石市税の納税義務がある場合は、受任者（支社、支店等）のほか、本社・本店等も開札日の前日までに明石市税を完納している必要があります。

	公告文の入札参加要件に、「明石市税を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、うっかりして開札日の当日に完納しました。	入札参加要件を「明石市税を開札日前日までに完納していること」としているため、明石市税を開札日当日に完納した場合は、納付時刻が開札前か開札後かにかかわらず無効な入札となります。
5	開札の結果、当社が一番札となりましたが開札結果が出る前に完納しているので、参加要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	

水道料金の完納（水道局発注案件のみ）

	公告文の入札参加要件に、「明石市水道局の水道料金を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、当社は「明石市水道局の水道料金」の納入義務がありません。この場合には入札に参加することができないのでしょうか。	納入義務がない場合は、完納しているものとみなしますので、入札に参加することができます。
6	公告文の入札参加要件に、「明石市水道局の水道料金を開札日の前日までに完納していること」との記載がありますが、うっかりして開札日の当日に完納しました。 開札の結果、当社が一番札となりましたが開札結果が出る前に完納しているので、参加要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	入札参加要件を「明石市水道局の水道料金を開札日の前日までに完納していること」としているため、水道料金を開札日当日に完納した場合は、納付時刻が開札前か開札後かにかかわらず無効な入札となります。

国税の完納及び指定暴力団員等に関する誓約書

	公告文の入札参加要件に、国税の完納に関することがあります。当社は間違いなく国税を完納しているのに、制限付一般競争入札参加申請書でこの旨を誓約する必要はあるのでしょうか。	制限付一般競争入札参加申請書における国税の完納に関する誓約は、入札参加において必要となるものですので、この申請書の送付がない場合、書類不備となり、無効な入札となります。 なお、送付した制限付一般競争入札参加申請書において、国税の完納に関する誓約の記載がない場合や申請書自体に記名・押印が無い場合など、誓約内容に不備がある場合についても書類不備により無効な入札となります。
8		

9	<p>公告文の入札参加要件に、「開札日の前日までに国税を完納していること。また、落札者となった場合には、契約締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。」との記載がありますが、契約締結期限までに提出する「国税の滞納がないことを証する納税証明書」とはどのようなものですか。</p>	<p>「国税の滞納がないことを証する納税証明書」とは下記の納税証明書（開札日の前日以降の日付のもの（写し（PDF形式を含む）でも可）に限る）を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個人の場合・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと） ②法人の場合・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）
10	<p>当社が落札者と決定されたため、国税の滞納がないことを証する納税証明書の交付請求を行ったところ、国税の滞納があったことが判明し、契約締結期限までに当該納税証明書を市に提出できませんでした。</p> <p>この場合は、どのような取り扱いとなるのですか。</p>	<p>落札者となった場合、当該落札者は契約締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を市に提出していただくことを入札参加要件としており、制限付一般競争入札参加申請書においてもその旨を誓約しております。</p> <p>このため、当該落札者が契約締結期限までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できない場合は、誓約内容に反することになり、入札参加要件を満たしていないにもかかわらず落札決定を受けたことになるため、当該落札者に対して、落札決定の取消及び指名停止措置（6か月）を行うこととなりますので、十分にご注意ください。</p>
11	<p>税務署との協議により、法人税を分納していますが、当社が落札者と決定されたため、税務署に国税の滞納がないことを証する納税証明書の交付請求を行ったところ、当該納税証明書を発行できないとのことでした。</p> <p>この場合については、国税の滞納がないものとして扱ってもらえますか。</p>	<p>入札参加要件においては、落札者に契約締結期限までに国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出することを求めておりますので、入札参加要件を満たさないことがあります。</p> <p>なお、国税の滞納がないことを証する納税証明書が交付されるかどうかについて疑義がある場合は、入札参加前に税務署に確認しておいてください。</p> <p>また、契約の相手方として決定されたにもかかわらず国税の滞納がないことを証する納税証明書を契約締結期限までの間に提出できなかった場合は、落札決定の取消及び指名停止措置（6か月）を行うこととなりますので、十分にご注意ください。</p>

所在区分		
12	入札参加要件における市内業者等の所在地区分の考え方を教えてください。	<p>入札参加要件における所在地区分の考え方は以下のとおりです。</p> <p>①市内業者 = 明石市内に本店を置き、かつその本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者</p> <p>②準市内業者 = 明石市内に支店・営業所等を置き、かつその支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者</p> <p>③県内本支店業者 = 兵庫県内に本店を置き、かつその本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者、又は兵庫県内に支店・営業所等を置き、かつその支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者</p> <p>④大阪本支店業者 = 大阪府内に本店を置き、かつその本店が明石市における入札参加資格者として登録されている者、又は大阪府内に支店・営業所等を置き、かつその支店・営業所等が明石市における入札参加資格者として登録されている者</p> <p>⑤その他業者 = 明石市における入札参加資格者として登録されており、上記①から④のいずれにも該当しない者</p>
設計図書		
13	CD-R にコピーとありますが記憶媒体は USB でもよいですか。	PC ウイルス対策のため、CD-R のみでの対応となります。
配置予定技術者・技術士（以下「配置予定技術者」と記載）		
14	配置予定技術者が複数の資格を保有している場合には、入札参加申請書の資格欄には当該技術者が保有する資格の全てを記載するのですか。	公告文の参加要件で指定している資格を記入してください。
15	入札参加申請書や専用封筒には、配置予定技術者を記載する欄が 1 名分しかないようですが、複数の資格者が求められる場合にはどのように記入すればよいのですか。	記載欄を手書きで追加していただき、必ず求められる配置予定技術者の氏名・資格等を必要分記載してください。

16	<p>配置予定技術者として届け出る者が会社の代表者である場合にも、雇用関係を示す書類は必要なのでしょうか。必要ならばどのような書類を添付するのでしょうか。</p> <p>また、会社の代表者は必ず有資格者であるはずですから、資格者証等の写しの添付は必要ないと考えますが、添付しないといけないのでですか。</p>	<p>配置予定技術者が会社等の代表者である場合には、雇用関係を示す書類は必要ありません。配置予定技術者の氏名・資格を記載欄に記載していただいた上で、カッコ書きで（代表者）と記載してください。</p> <p>また、会社の代表者であっても資格者証等の写しは必要ですので、必ず添付してください。</p>
17	<p>適正な技術者についてですが、コンサルタント業務については、RCCMでも全案件について参加できるのですか。</p>	<p>RCCM を配置予定管理技術者として認める場合は、特記仕様書や参加要件等により「RCCM でも可」の表記をしますので、必ず参加要件でご確認ください。</p> <p>※ 「RCCM でも可」の場合は保有する技術職員の届出書については、求められる資格に対する RCCM の資格保有者を記入していただいても結構です。</p>
18	<p>配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者は、契約締結までに変更できますか。</p>	<p>入札時届出の配置予定技術者について、落札者が落札決定日から契約締結期限の前日までに発注者に申し出て、配置予定技術者変更申請書を提出した上で、発注者が認めた場合に限り、変更できます。</p>
19	<p>配置予定技術者調書に記載する者が雇用予定なのですが、その者で入札参加できますか。</p>	<p>配置予定技術者は入札時において、貴社と直接的かつ3か月以上の恒常的雇用関係を有するものである必要があり、確認できない場合、入札は無効になります。</p>
20	<p>契約締結時に届け出た技術者は、契約締結後に変更できますか。</p>	<p>当該技術者の死亡、傷病又は退職等、真にやむをえない場合を除き、変更することはできません。</p>
21	<p>現在実施中の業務のない技術者が1人しかいない場合に、何件まで入札参加できますか。</p>	<p>入札参加する案件が技術者の専任を求めているものである場合は、技術者1人につき2件まで入札参加することができます。ただし、落札者となれるのは、1件までです。</p> <p>参加を希望する案件が全て配置技術者の専任を求めていないものである場合は、技術者1人につき複数案件入札参加できます（23参照）。</p>
22	<p>同一開札日の複数の業務において、同じ技術者を記載して入札参加してしまったのですが、その取扱いはどうなりますか。</p>	<p>入札参加する案件が全て技術者の専任を求めているもので入札参加した件数が2件の場合は、開札時刻の早い方の案件が有効な入札となります。なお、3件以上に入札参加した場合は、全て無効な入札となります。</p> <p>入札参加した案件が全て専任を求めていないものである場合、当該入札は全て有効となります。ただし、すでに技術者の専任を求めている業務に配置されている技術者を配置予定技術者として入札参加した場合、当該入札は無効となります。</p>

		入札参加した案件が技術者の専任を求めているものと技術者の専任を求めていないものである場合、技術者の専任を求めているものは無効な入札となり、技術者の専任を求めていないものについては有効な入札となります。ただし、すでに技術者の専任を求めている業務に配置されている技術者を配置予定技術者として入札参加した場合、当該入札は無効となります。
23	同一開札日でかつ配置技術者の専任を求めていない案件2件以上において、手持ち業務のない同一の技術者を配置予定とし、2件以上の案件で落札候補者となった場合、落札候補案件の中から落札する案件を選ぶことはできますか。	<p>落札候補者が落札する案件及び案件数を選ぶことはできません。</p> <p>なお、手持ち業務のない同一の技術者を配置予定とし、2件以上の案件で落札候補者となった場合、開札執行時刻が最も早い案件から順に、当該落札候補者の審査を行い、審査上問題がなければ、落札候補者の意向に関わらず、開札執行時刻が早い順の2件の案件について落札者になります。</p>
24	保有する技術職員の届出書には、当社の保有する技術職員全員を記載する必要がありますか。	<p>全職員の記載は不要です。</p> <p>入札参加要件で求めている資格を有する技術職員を記載してください。複数の資格を必要としている場合には、必要とされる資格すべてについて記入してください。</p> <p>また、入札参加要件で保有する技術者の人数に指定（○○○の技術者を△名以上有すること等）がある場合には、配置予定技術者を含め△名記載してください。</p>
様式		
25	入札書等の様式を独自に作成してもよろしいですか。	最新でダウンロードしたものを使用してください。なお、独自に作成したものでも結構ですが、様式が異なると無効になりますのでご注意ください。
提出書類		
26	参加申請書に記載する日付は、いつの日付を記載すればよろしいですか。	郵送する日を記載してください。
27	入札書に記載する日付は、いつの日付を記載すればよろしいですか。また、入札書を入れる別封筒はどのようなものを使用すればよろしいですか。	開札日を記載してください。また、入札書を入れる封筒については特別な指定はしていませんので、貴社で作成している封筒等に入札書を入れていただければ結構ですが、入札書を入れた封筒は他の必要書類と共に、明石郵便局留明石市役所財務室契約担当行の専用封筒（青色）に入れて郵送してください。専用封筒（青色）は財務室契約担当窓口で配付しています。
28	鉛筆で記入した提出書類を送付してしまいましたが、どうなりますか。	鉛筆で記入した提出書類は無効になります。

29	提出書類の必要箇所に会社の商号・名称等を記載しなかった場合（記入漏れ）はどうなりますか。	提出書類の必要箇所に会社の商号・名称等を記載しなかった場合（記入漏れ）は無効になります。
30	水道局発注業務の入札において、「明石市長」宛の提出書類を送付した場合はどうなりますか。	水道局発注業務については、「明石市公営企業管理者」が契約締結権限を持っているため、「明石市長」宛の提出書類が提出された場合は無効となることがあります。なお、市発注業務に係る入札において、「明石市公営企業管理者」宛の入札書を提出した場合も同様です。

業務費内訳書

31	入札書の金額と業務費内訳書の金額とが異なると無効になりますか。	業務費内訳書は入札金額の根拠となりますので、金額が異なると無効になります。内訳書に不備があった場合も無効となることがありますのでご注意ください。 また、値引きにより入札金額と一致させている場合は無効となりますのでご注意ください。
32	ダウンロードした業務費内訳書を使用せず、当社独自の内訳書で提出してもよろしいですか。	ダウンロードした業務費内訳書に金額を記載し、指定様式の表紙に「会社名」・「代表社名」・「代表者の印」等を記載・押印し、送付してください。

業務実績

33	業務実績調書はどのようにして作成するのですか。	業務実績調書には、入札参加要件として求められている業務実績を満たす業務の詳細を記入してください。 また、この業務実績を証明する書類として、受注者、発注機関名、業務名、契約金額及び履行期間が明記された当該業務の契約書の写し、入札参加要件で求める業務実績が確認できる、仕様書の写し若しくはテクリスにおける業務カルテ等の写しを同封して提出してください。
----	-------------------------	--

郵送

34	郵送は普通郵便でもよろしいですか。	必ず財務室契約担当窓口で配付している明石郵便局留明石市役所財務室契約担当行の専用封筒（青色）にて、明石市が受領した事実の証明が可能な方法により郵送してください。 なお、普通郵便で郵送した場合は、参加申請の無効となりますのでご注意ください。 また、無効となったことについて明石市に対して異議を申し立てることはできず、その費用について明石市に請求することはできません。
35	特定記録郵便で郵送してもよろしいですか。	特定記録郵便は、受領日の証明ができないため、特定記録郵便物では郵送しないで下さい。 なお、特定記録郵便で郵送した場合は、参加申請の無効となりますのでご注意ください。 また、無効となったことについて明石市に対して異議を申し立てることはできず、その費用について明石市に請求

		することはできません。
36	会社で作成している封筒で郵送してよろしいですか。	<p>必ず財務室契約担当窓口で配付している明石郵便局留明石市役所財務室契約担当行の専用封筒（青色）にて郵送してください。会社で作成している封筒を使用した場合は参加申請を無効とします。</p> <p>また、無効となったことについて明石市に対して異議を申し立てることはできず、その費用について明石市に請求することはできません。</p>
37	財務室契約担当が窓口となる水道局発注案件については、財務室契約担当専用封筒以外の封筒で郵送するのですか。	財務室契約担当が窓口となる水道局発注案件については、必ず財務室契約担当窓口で配付している明石郵便局留明石市役所財務室契約担当行の専用封筒（青色）を使用してください。
辞退・撤退		
38	参加申請書等を郵送後、内容に不備のあることが判明したので、辞退したいのですが可能ですか。	財務室契約担当が郵便局から受領した郵便物については、落札決定前であっても、撤回や入札の辞退はできません。また、落札決定後の辞退は、指名停止等の措置の対象となります。
開札		
39	入札参加の資格は無いのですが、開札を傍聴することはできますか。	開札を傍聴することはできます。担当職員の指示に従い、携帯電話等は電源を切るか、マナーモードとし、開札場所内での通話や私語は禁止します。
40	立会人は、どのような人がなれますか。	入札参加者のうち、本社登録の会社は代表者、支店登録の会社は当該支店の支店長等です。また、前記の者からの委任状がある者も立会人になることができます。

固定型最低制限価格制度																									
	明石市における固定型最低制限価格制度とはどのような制度ですか。	<p>固定型最低制限価格制度とは、最低制限価格をあらかじめ設定し、それに満たない金額での応札を失格とする制度です。</p> <p>なお、最低制限価格（税抜）は予定価格（税抜）の70%から90%の間で案件ごとに設定します。このため、最低価格入札者であっても落札者とならない場合があります。</p> <p style="text-align: center;">【固定型最低制限価格（税抜）の設定方法】</p> <p style="text-align: center;">最低制限価格（税抜） = ① + ② + ③ + ④</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>業種区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木関係の建設コンサルタント業務</td><td>直接人件費の額</td><td>直接経費の額</td><td>その他原価の額 × 90%</td><td>一般管理費等の額 × 48%</td></tr> <tr> <td>建築関係の建設コンサルタント業務</td><td>直接人件費の額</td><td>特別経費の額</td><td>技術料等経費 × 60%</td><td>諸経費の額 × 60%</td></tr> <tr> <td>設備関係の建設コンサルタント業務</td><td>直接人件費の額</td><td>直接経費の額</td><td>その他原価の額 × 90%</td><td>一般管理費等の額 × 48%</td></tr> </tbody> </table> <p>※計算式より算出した額が上記の【範囲】を下回った(上回った)場合には、下限(上限)値で設定。</p>				業種区分	①	②	③	④	土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 × 90%	一般管理費等の額 × 48%	建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費 × 60%	諸経費の額 × 60%	設備関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 × 90%	一般管理費等の額 × 48%
業種区分	①	②	③	④																					
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 × 90%	一般管理費等の額 × 48%																					
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費 × 60%	諸経費の額 × 60%																					
設備関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 × 90%	一般管理費等の額 × 48%																					
変動型最低制限価格制度																									
	明石市における変動型最低制限価格制度とはどのような制度ですか。	<p>変動型最低制限価格制度とは、最低制限価格を事前に定めるのではなく、入札金額から算出する制度です。</p> <p>具体的には、1件の発注案件について有効な入札参加者が5者以上の場合に、下位（入札金額の低い）5者の入札金額の平均額を求め、平均額に85%を乗じて算出された失格値（1円未満切り捨て）未満の入札については失格となります。このため、最低価格入札者であっても落札者とならない場合があります。</p>																							
契約からの暴力団等排除																									
43	契約締結までに暴力団排除に関する「誓約書」の提出が出来ない場合でも契約は締結できますか。	<p>契約の締結はできません。</p> <p>なお、契約締結までに暴力団排除に関する「誓約書」の提出が出来ない場合は指名停止措置（3か月）を行いますので十分に注意してください。</p>																							
44	再委託契約を締結する場合に「暴力団等排除に関する特約」に準じた規定を契約書に定めるとありますが、準じた規定とはどのような意味でしょうか。	<p>準じた規定とは明石市が規定する「暴力団等排除に関する特約」の内容を全て満たしている規定という意味です。</p> <p>特約につきましては、ホームページに掲載している特約の様式を活用し、契約書に含ませて再委託契約を締結してください。</p>																							

45	再委託契約による暴力団排除に関する「誓約書」はいつの時点に、どこに提出すればよいでしょうか。	再委託契約の締結を行う際に再委託の受託者から徴取してください。 その後、再委託の受託者から徴取した暴力団排除に関する「誓約書」を業務の完了届の提出時までに業務委託主管課に提出してください。
そ の 他		
46	最低価格入札者が複数存在する場合はどうなりますか。	くじ引きの執行により資格審査の順番を決定します。財務室契約担当から執行時刻と場所の連絡をいたしますので、代表者又は代表者からの委任状を持った代理人の方が参加してください。 なお、代表者等が参加できない場合には、当該入札事務に関係ない市職員が代理としてくじを引くことになります。

※本文書の内容及び関係法令等の不知を理由として入札に関する異議を申し立てることはできません。

令和5年4月1日現在